



新緑の候、読者の皆様はいかがお過ごしでしょうか。初夏のような陽射しと梅雨のはしりのような天候が交互に訪れ体調を崩されてはいませんか。

5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけは2類から5類へと変更され、日常生活も確実にコロナ前のものを取り戻そうとしています。早くも、夏のイベントが今年は本格復活するニュースも多く見られ、昨年までのジレンマを抱えた夏からは様相を変えています。コロナ前の楽しいイベントの復活は積極的に受入れる一方、コロナで取り除かれた実は不要だったものはこの際忘れて日々過ごして行きたいと思います。

最新情報（2023年4月1日～2023年4月30日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年 4月17日	実務 指針	「国立大学法人 会計基準」及び「国 立大学法人会計基 準注解」に関する 実務指針」の一部	「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（以下「Q&A」という。）の一部改訂について、公表しましたのでお知らせします。 今回の改訂は、実務上の論点となる事項について明確にするため、文部科学省及び日本公認会計士協会の両者で検討を行ったも	2022（令和4 事業）年度～

		改訂について	<p>のです。改訂後のQ&Aは、2022（令和4事業）年度から適用されます。</p> <p>Q&Aの改訂に当たっては、2023年2月20日から3月20日までの間、草案を公開し、意見募集を行いました。草案に寄せられたコメントの概要とその対応も併せて公表いたします。</p>	
2023年 4月18日	公開 草案	非営利法人委員会 実務指針「社会福祉連携推進法人の 計算書類に関する 監査上の取扱い及び 監査報告書の文 例」（公開草案）の 公表について	<p>2020年（令和2年）6月の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から社会福祉連携推進法人制度が新たに創設され、一定の規模を超える社会福祉連携推進法人に対して公認会計士又は監査法人による監査を受けることが義務付けられました。</p> <p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、会員が社会福祉連携推進法人の監査を行うに当たっての留意点について検討を行い、このたび一応の検討を終えたため、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	意見募集期限 2023年 5月19日

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023年 4月20日	研究 報告	テクノロジー委員会 研究文書第9号 「EDINET の基礎 知識と監査報告書 へのXBRL タグ付 けに係る研究文 書」の公表につい て	<p>日本公認会計士協会（テクノロジー委員会）では、2023年4月13日付けで、テクノロジー委員会研究文書第9号「EDINET の基礎知識と監査報告書への XBRL タグ付けに係る研究文書」を公表いたしましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究文書では、EDINET の概要や EDINET の XBRL 対象範囲を解説した上で、EDINET で提出する監査報告書への XBRL タグ付けについて詳細な解説を行っております。なお、付録において過去に日本公認会計士協会から公表した EDINET に関連した公表物とその公表の経緯についても取りまとめております。</p> <p>会員各位におかれましては、EDINET に係る実務に際して本研究文書を参考にさせていただきますと幸いです。</p> <p>なお、本研究文書の公表に伴い、過去に公表した EDINET 関連の周知文書及び研究文書を同日付けで廃止しましたので、合わせてお知らせいたします。</p>	—

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 4 月 3 日	周知	監 査 基 準 報 告 書 701 周知文書第 2 号「監査上の主 要 な 検 討 事 項 (KAM)の適用3 年目に関する周知 文書」の公表につ いて	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、監査基準 報告書 701 周知文書第2号「監査上の主要な検討事項（KAM） の適用3年目に関する周知文書」を公表いたしましたので、お知 らせいたします。 本周知文書では、KAMの適用3年目の期末監査を迎えるに当 たって、ポイラプレート化の防止、KAMの有用性向上という 観点から留意事項を取りまとめるとともに、参考になると考えら れるKAM関連の公表物を紹介しております。	—
2023 年 4 月 10 日	周知	監 査 基 準 報 告 書 720 周知文書第 3 号「「企業内容等 の開示に関する内 閣府令」の公表に 伴う監査基準報告 書 720「その他の 記載内容に関連す る監査人の責任」 における取扱い (周知文書)」の公 表について	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、監査基準 報告書 720 周知文書第3号「「企業内容等の開示に関する内閣 府令」の公表に伴う監査基準報告書 720「その他の記載内容に 関連する監査人の責任」における取扱い（周知文書）」を公表い たしましたので、お知らせいたします。 本周知文書では、2023年1月31日付けで公布・施行された 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府 令」における有価証券報告書等の「サステナビリティに関する考 え方及び取組」等の一部の開示に関して、有価証券報告書等に記 載すべき重要な事項を記載した上で、当該記載事項を補完する詳 細な情報について他の公表書類を参照可能となったことに対し、 有価証券報告書等において参照された他の公表書類が、監査基準 報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の対 象となるかどうかに関する取扱いを説明しております。	—
2023 年 4 月 14 日	公開 草案	監 査 基 準 報 告 書 260「監査役等と のコミュニケーション」の改正（公 開草案）の公表に ついて	日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、日本公認 会計士協会会則（2023年4月1日付け施行）による「上場会社 監査事務所登録制度」から「上場会社等監査人登録制度」への変 更に伴い、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」 について所要の見直しを行ってまいりました。 このたび見直しを終えたため、公開草案として公表し、広く意 見を求めることといたしました。 主な改正内容 監査事務所の品質管理システムの外部のレビュー又は検査の結 果は監査役等に伝達することが求められており、日本公認会計士 協会の品質管理レビューについては、日本公認会計士協会会則に	意見募集期限 2023 年 4 月 28 日 (終了済)

			<p>基づく通常レビュー及び特別レビューが該当しておりましたが、今般の登録制度の変更により新たに実施される「上場会社等監査人名簿への登録の審査のためのレビュー」を追加しました（改正案 A31 項(1)参照）。</p> <p>そのほか、所要の用語修正を行っております。</p>	
2023年 4月21日	公開 草案	「財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、企業会計審議会における財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂（2022年12月15日に公開草案、2023年4月7日に意見書が公表されております。）を受けて、財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の見直しを行ってまいりました。</p> <p>このたび見直しを終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	意見募集期限 2023年 6月23日

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

「リースに関する会計基準（案）」の公開草案の公表（2023年5月2日）

企業会計基準委員会は2023年4月26日開催の委員会において、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」及び関連する基準案等の公表を承認しました。これは、2016年1月に国際財務報告基準（IFRS）第16号「リース」が公表され、同年2月に米国財務会計基準審議会（FASB）より Topic842 「リース」が公表され、国際的な会計基準ではオペレーティング・リースも含むすべてのリースについて資産及び負債を計上することとされ、日本としても財務諸表の国際的な比較可能性を担保するべく、現行基準の改正について検討を重ねてきましたものが今般公開草案の公表に至ったものです。

改正案の特徴として、IFRS 第16号の考え方を基礎とするものの、IFRS 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS を任意適用して連結財務諸表を作成している企業がIFRS 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指した会計基準が提案されています。また、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定める、又は、経過的な措置を定めるなど、実務に配慮した方策を検討するとしています。

改正案における内容で影響が大きいと思われるのが、借手の会計処理です。リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、原則全てのリースを金融の提供と捉えて貸借対照表には使用权資産及びリース負債を認識します。また、損益計算書には当該使用权資産に係る減価償却費の計上及び本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

リース負債に係る利息相当額を計上する方法が提案されています。現行のリース基準ではオペレーティング・リースは定額の費用を計上するのみでしたので、会計処理が変わることで財務諸表の見え方も随分と変わると考えられます。

公開草案は2023年8月までコメントを募集しており、その後基準が最終化され会計基準の公表となりますが、原則的な適用時期は会計基準の公表から2年程度経過した日とされています。一方で早期適用も可能になる見込みです。

現行と比較して資産（使用权資産）及び負債（リース債務）が増加することで自己資本利益率やROAなどの主要な財務指標にも影響が生じる可能性があります。今後の基準最終化の動向を見守る必要があります。なお、補足として少額リースに関する簡便的な取扱いは改正後も継続する予定であり経理実務への配慮が見て取れます。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703